

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

- (1) 有限会社 南成土木 宮古島市伊良部字長浜 1 3 5 2-1  
47004975 代表者 長濱 洋子  
(土木A、造園工事業)

## 2 指名停止期間

令和 8 年 6 月 16 日 ～ 令和 8 年 6 月 29 日 (2 週間)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

## 4 事実概要

(有)南成土木が受注した下地島空港管理事務所発注の「下地島空港場周柵更新工事 (R7)」において、令和 8 年 4 月 17 日 16 時 40 分頃、作業員が縦型ランマーで転圧作業中、方向転換のため機械の向きを変えた際、機械のフットが既設コンクリートに引っ掛かったことにより機械が跳ね上がり、左足親指に接触した。作業員は安全靴を着用しておらず、左母指末節骨骨折を負った。

## 5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第 1 第 7 号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第 1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内